

見附市告示第55号

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱

見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱の一部を改正する要綱（平成19年見附市告示第105号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

警察・司法機関	見附警察署
---------	-------

」

を

「

警察・司法機関	新潟地方法務局長岡支局
	見附警察署

」

に改める。

別表第2中

「

警察・司法機関	見附警察署生活安全課
---------	------------

」

を

「

警察・司法機関	新潟地方法務局長岡支局総務課
	見附警察署生活安全課

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。